

「株式等の決済期間の短縮化（T+2化）に伴う制度改正について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

当社では、「株式等の決済期間の短縮化（T+2化）に伴う制度改正について」を2017年9月28日に公表し、10月28日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、3件のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する当社の考え方は以下のとおりです。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、原則として、権利確定日において振替口座簿に残高（受渡済の残高）を有する者（加入者）が株主名簿に記載されることとされているため、権利確定日にフェイルが発生し、振替口座簿に残高を有することができなかった場合の権利救済手段は、口座管理機関（証券会社等）の間で行う経済的不利益の救済が中心とならざるを得ないとされているが、左記事象が発生した際、受方・渡方双方の合意が確認できる等の要件を満たした場合には、権利確定日における権利の移転を認めることを制度化していただきたい。 ・また、株式会社ほふりクリアリングにて行われる一般振替DVP、貸株DVP、一般振替においても同様の対応をとることで、個人投資家にも広く浸透しております株券等貸借取引等、取引所によらない取引についても、受方の権利が毀損されない仕組み作りが可能になるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・権利確定日における権利の移転に関しては、制度要綱の別添「権利確定日のフェイル発生時における清算参加者の対応指針」の2.（1）及び（2）においても言及しておりますとおり、弊社の証券決済時限後は証券保管振替機構の一般振替や追加振替により、権利確定日における権利の移転が可能となっております。 ・こうした振替株式に係る権利確定に関する手続については、清算機関としての弊社制度の範疇ではありませんが、「社債、株式等の振替に関する法律」における同手続に関する規律に基づくものであると認識しております。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・株式等の決済期間が短くなることに伴い、フェイル発生頻度が高くなること予想され、権利確定日にフェイル発生した場合、フェイルを被った投資家は株主権利を失うことになる。当社の主な顧客である個人投資家は議決権を失うだけでなく、株主優待を受けることもできなくなる等の影響を受ける。配当金は相当額にて支払いが可能（ただし配当所得にならないため場合によっては不利）であるが、株主優待の場合は、その優待が記念品であったり、長期継続保有に伴う優待の権利の喪失等、金銭に換算できないものもあり、 	

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>現在は受け側の証券会社にて借株をしてフェイルを回避する努力をすることが一般的である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 株主名簿の元となる情報は各証券会社から証券保管振替機構に総株主報告データとして送られているが、そのデータは権利確定日時点で受渡の完了している数量をベースにしており、フェイルが起きた場合の過日訂正には対応していない。 株主優待や特定口座における配当金の損益通算を期待していた個人投資家にとって、フェイルによって本来の株主権利を失うことは受け入れがたいことであり、投資家の裾野を広げる意味でも権利確定日にフェイルを被った投資家の保護が必要と考える。 現在の総株主報告の際に、フェイル側、被フェイル側双方がフェイルにかかった株式の情報（銘柄・株数等）を申告することによって、証券保管振替機構において真正な受益者 (beneficial owner) に株主権利を戻すという調整が可能であれば受益者である投資家を保護できるとともに証券会社間の相当額等を決定し、それをやり取りするという事務負担も減らすことが可能となる。例えば、権利確定日の残高についてA社（フェイル側）が-100株、B社（被フェイル側）が+100株と申告すれば、株主名簿作成時にはB社の投資家に権利が付くといったオペレーションが可能となれば、本来権利が付くべきだった投資家が救済できることから、総株主報告に関する報告事項および手順の変更を希望する。 	<ul style="list-style-type: none"> 総株主報告に関する手続については、清算機関としての弊社制度の範疇ではありませんが、「社債、株式等の振替に関する法律」における権利確定の手続に関する規律に基づくものであると認識しております。
3	<ul style="list-style-type: none"> JSCCの「権利確定日のフェイル発生時における清算参加者の対応指針」において、「2.フェイル参加者が権利確定日のフェイルにあたり従うべき原則等(2)」において、「フェイル参加者が被フェイル参加者へ直接的に権利を取得できるように努める。」とあるが、振替時限後にフェイル参加者に残高が確保できた場合等において、フェイル参加者が権利を放棄し、被フェイル参加者へ引き渡すことは可能か。同指針に明文化の上、総株主通知の際に、フェイ 	<ul style="list-style-type: none"> 弊社の証券決済時限後、権利確定日にフェイル参加者に残高が確保できた場合においては、「権利確定日のフェイル発生時における清算参加者の対応指針」の2.(1)及び(2)による権利取得の対応が可能と考えており、その場合には「直接的に権利を取得」されるものと考えておりますので、ご指摘ください

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>ル参加者が権利放棄分を減算し、被フェイル参加者が増加で通知を行うことで被フェイル参加者の権利取得を行うことができるのではないか。</p>	<p>た点は既に同対応指針において明文化されていると認識しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こうした振替株式に係る権利確定に関する手続については、清算機関としての弊社制度の範疇ではありませんが、「社債、株式等の振替に関する法律」における同手続に関する規律に基づくものであると認識しております。

以上